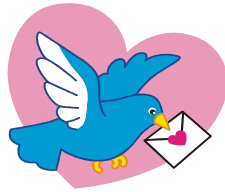


人権啓発センターだより



発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10-7-5
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

9月・10月の主な活動の様子



第4回・第5回人権サークルふれあい

9月13日(金)の第4回は、森永乳業の方を講師にお迎えして、キウイときゅうりのトースト・大豆入りクリームスープ・とうふの和風チーズケーキの3品を作り、調理後は、森永乳業の方に「骨そしょう症予防のための食生活の工夫」についてのお話をしていただきました。



10月11日(金)の第5回は、しめじとベーコンの洋風炊き込みごはん・具たくさん豆乳コーンスープ・コロコロサラダ・スイートポテトの4品を作りました。調理後は、「あなたと考えるさまざまな人権～こどもの人権～」の啓発ビデオを鑑賞し、意見交換を行いました。

「ヘイトスピーチ」は人種差別～京都地裁判決

皆さんは、「ヘイトスピーチ」をご存じですか。現在、東京や大阪の在日コリアンが多く住む地域を中心に、昨年から毎週のように在日コリアンの排斥を掲げるデモが行われています。そのデモでは、特定の民族や人種を汚い言葉でののしる「ヘイトスピーチ(憎悪表現)」がともない、デモに対する反対派との衝突で逮捕者が出る事態となっています。

10月7日、京都地裁は、京都朝鮮学園に対するヘイトスピーチの訴訟について、被告の街宣を「著しく侮辱的な発言を伴い、人種差別撤廃条約が禁ずる人種差別に該当する」と認定し、1226万円の損害賠償と学校周辺の街宣活動の禁止を命じました。

この判決により、在日コリアンを標的にした差別発言への抑止効果と法整備のための議論が促されると考えます。

人権は、世界中のすべての人々が持っている権利であり、当然、日本にいる外国人にも人権があります。ヘイトスピーチは差別行為であり、決して許されるものではありません。



【11月・12月のイベント・行事のお知らせ】

2013（平成25）年度 大分県人権啓発フェスティバル ヒューマンフェスタ2013おおいた

～ともに認め合い ともに育む 一人ひとりの人権～

日時 2013（平成25）年11月30日（土）10：00～17：00

場所 大分市ガレリア竹町ドーム広場

※さまざまなブースやイベントが催されます。

入場無料ですので、どうぞお気軽にお越しください。



平成25年度 生涯学習課主催 地区公民館人権講座

人が人らしく生きるうえで根幹にかかわる人権について、地域の拠点である地区公民館で行うことで市民の学習機会の充実を図り、地域住民に対して人権問題の8課題(同和問題・女性の人権・子どもの人権・高齢者の人権・障がい者の人権・外国人の人権・医療をめぐる人権・さまざまな人権問題)について正しい理解と認識を深めることを目的とします。

テーマ 「高齢者をめぐる問題」

内容 テーマに関するビデオ上映及び講話(90分程度)

主催 別府市教育庁 生涯学習課

場所	10月22日(火)	10：00～11：30	南部地区公民館
	11月13日(水)	10：00～11：30	中部地区公民館
	11月21日(木)	10：00～11：30	西部地区公民館
	11月26日(火)	10：00～11：30	朝日・大平山地区公民館
	11月27日(水)	10：00～11：30	北部地区公民館

※お気軽にご参加ください。



～11月・12月の行事予定～

☆「春木っ子」学習室 ☆

毎週水曜日 15：00～16：40

11月6日・13日・20日・27日

12月4日・11日・18日

☆人権サークルふれあい☆

毎月第2金曜日 10：00～12：00

11月8日